

## 新型コロナウイルス感染防止対策について

これまで社会福祉法人徳心会内の各施設において、感染防止に向けた対応を継続して行ってきましたが、2月24日付で厚生労働省より「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」がホームページにアップされたことで、その内容を基に法人として以下の対応に統一いたしました。

### 【職員】

- ①出勤前に各自体温を計測し、発熱がある場合（37.5度以上）には欠勤とします。  
出勤時には、個人名の書かれた体温表に記載をします。  
なお、発熱が認められた場合は解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様に欠勤とします。  
体調が改善された後も、所属長は引き続き職員の健康状態に留意して確認します。
- ②基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）のある職員で37.5度以上、または呼吸器症状が2日以上続いた場合、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ施設より電話し指示を受けます。
- ③出勤時、うがい手洗い・アルコールでの手指消毒を必ず実施します。
- ④勤務中に外出する際（通院時等）にはご利用者・職員ともにマスクを着用します。
- ⑤1つひとつのケア実施後、アルコールでの手指消毒を行います。
- ⑥総務職員は、来園者（業者）に対して、うがい手洗い・アルコールでの手指消毒を促し、マスク着用をしてもらいます。  
なお、施設内に業者等が立ち入る場合は、体温測定の上で発熱がある場合（37.5度以上）には施設内への立ち入りをお断りします。  
物品等の受け渡しは1階で行えるものに関しては、できる限り1階で受け渡しを行います。

### 【入居ご利用者への対応】

- ①37.5度以上または呼吸器症状が2日以上続いた場合、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ施設より電話し指示を受けます。
- ②疑いのあるご利用者は原則個室に移動していただきます。
- ③個室が足りない場合については、同じ症状の人と同室とさせていただきます。
- ④疑いのあるご利用者が部屋を出る場合はマスクをしていただきます。
- ⑤疑いのあるご利用者が出た場合には、担当職員を分けて対応いたします。
- ⑥通院先は、状況に合わせて変えることがあります。

### 【短期入所・通所ご利用者への対応】

- ①ご利用者にも来園時にうがい手洗い・アルコールでの手指消毒を実施していただきます。  
身体的にうがい手洗いが難しい場合は、手指消毒の上でマスクを着用していただきます。
- ②送迎時、職員は外出同様にマスクを着用します。
- ③ご利用前には体温測定を行っていただきます。  
なお、発熱がある場合（37.5度以上）はご利用を控えていただきます。  
また、咳等の症状がある場合もご利用を控えていただく場合があります。

### 【ご家族・ボランティア等】

- ①当面の間、ご家族の面会は禁止とします。
- ②当面の間、予定されている外出行事は延期または中止とします。
- ③当面の間、ご家族から外泊希望があった場合も基本はお断りさせていただきます。
- ④通院時のご家族同行も、基本はお断りさせていただきます。
- ⑤当面の間、ボランティアについても受け入れを中止します。
- ⑥実習生については、学校へ連絡をした上で継続する場合は職員と同様の対応とします。

ご利用者・ご家族・業者関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

令和2年2月25日（火）

社会福祉法人徳心会